

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 182 号（諮問第 220 号）

件名：決定期間特例通知書等の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 3 月 22 日

2 原処分

平成 30 年 9 月 27 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 1 欄に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、同表の 2 欄に掲げる行政文書に記録された個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、開示とした。

3 審査請求

平成 30 年 10 月 9 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 1 日

5 審議会の結論

知事が、本件保有個人情報を特定したことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。（以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、他にも開示請求に係る文書が存在する旨主張していることから、実施機関が本件開示請求に対して本件保有個人情報を特定したことに誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の特定について

ア 本件開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄には、別表の 1 欄に掲げるとおり記載されている。

よって、本件保有個人情報、実施機関が主張するとおり、審査請求人が行った行政文書開示請求及び自己情報開示請求に対し、県民生活部県民総務課総務・人事グループ（当時。以下「県民総務課総務・人事グループ」という。）において発出した決定期間特例通知書及び開示決定等の通知書であると認められる。

当審議会において文書 1 から文書 3 までの内容を確認したところ、文書 1 は平成 28 年度に審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、6 件の決定期間特例通知書を発出したものであり、文書 2 は平成 28 年度に審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、5 件の行政文書開示決定通知書を発出したものであり、文書 3 は平成 26 年度に審査請求人が行った行政文書開示請求に対し、1 件の行政文書不開示決定通知書を発出したものであり、いずれの文書にも審査請求人の氏名が記載されていることが認められた。

よって、文書 1 から文書 3 までは、本件開示請求の内容に合致する文書である。

また、実施機関によれば、県民総務課総務・人事グループにおいて、本件請求対象保有個人情報を探索したが、文書 1 から文書 3 まで以外には存在しないとのことである。

イ これらのことからすれば、本件保有個人情報以外の保有個人情報は存在しないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

ウ したがって、本件開示請求に対して本件保有個人情報を特定したことに誤りはない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 自己情報開示請求の内容	2 行政文書の名称
請求 1 県民総務課総務・人事グループに 対する開示請求 3708 決定期間特例通知書（開示 請求人に対するもの）	文書 1 決定期間特例通知書（6 件）
請求 2 県民総務課総務・人事グループに 対する開示請求 3721 開示決定等の文書	文書 2 行政文書開示決定通知書（5 件） 文書 3 行政文書不開示決定通知書（1 件）